労働者の皆さまへ

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために

NO ハラスメント

ハラスメント対策の総合情報サイト、あかるい職場応援団

NO ハラスメント あかるい職場応援団
https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。

職場のハラスメントには、
パワハラ、セクハラ、いわゆるマタハラがあります。

これがハラスメント!

パワハラは大きく分けて6類型に分類されます。

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為です。

脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言
精神的な攻撃

上司が部下に対して、人格を否定するような発言をする

暴行・傷害
身体的な攻撃

上司が部下に対して、殴打、足蹴りをする

業務上明らかに不要なことや
遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
過大な要求

上司が部下に対して、長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる

隔離・仲間外し・無視
人間関係からの切り離し

自身の意に沿わない社員に対して、仕事を外し、長期間にわたり、別室に隔離したり、自宅研修させたりする

業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
過小な要求

上司が管理職である部下を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる

私的なことに過度に立ち入ること
個の侵害

思想・信条を理由とし、集団で同僚1人に対して、職場内外で継続的に監視したり、他の社員接触しないよう働きかけたり、私物の写真撮影をしたりする

「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」（平成30年3月）においても「職場のパワーハラスメント」の概念が示されています。
報告書はこちらhttps://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000201268.html

セクシャルハラスメントには対価型と環境型があります。

男女共に「被害者」、「行為者」になる場合があり、同性間の言動でもセクハラになります。

対価型

経営者から性的な関係を要求されたが、拒否したら、解雇された

環境型

事務所内で上司が胸などを時々触るので、仕事が手に付かず就業意欲が低下している

マタニティハラスメント

「次回の契約更新はないと思え」「他の人を雇うので早めに辞めてもらう」などと上司に言われた。

ハラスメントってどれくらいあるの?

過去3年間に、パワーハラスメントを受けたと感じた経験があると回答した従業員の割合は、およそ3人に1人

およそ3人に1人がパワハラを受けたと感じた経験があると回答

【過去3年間に、パワハラを受けたと感じた経験】

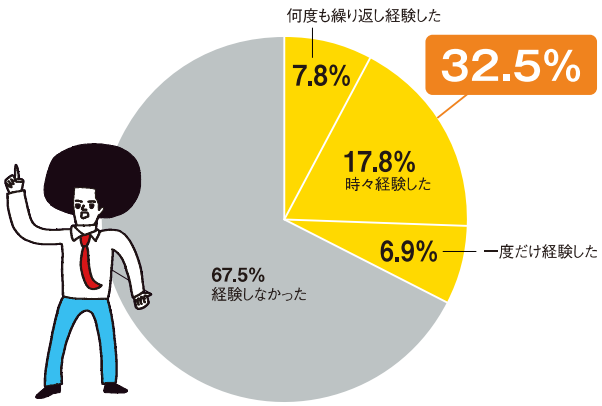

(対象:全回答者(N=10,000人))

過去3年間に、見たと感じたり相談されたパワーハラスメント行為のうち最も多かったのは「精神的な攻撃」56.6%。

【過去3年間に見たと感じたり相談されたパワーハラスメント行為(複数回答)】

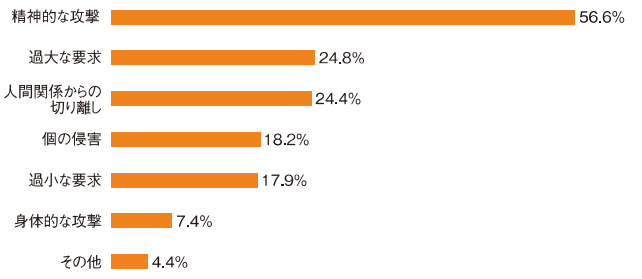

(対象:過去3年間にパワーハラスメントを見たり、相談を受けた経験について、「何度も繰り返し経験した」、「時々経験した」、「一度だけ経験した」と回答した者(N=3014人))

職場におけるセクシュアルハラスメントおよび妊娠・出産等ハラスメントの相談件数

実際、マタハラ、セクハラはどのくらい起きている?

【都道府県労働局での相談件数】

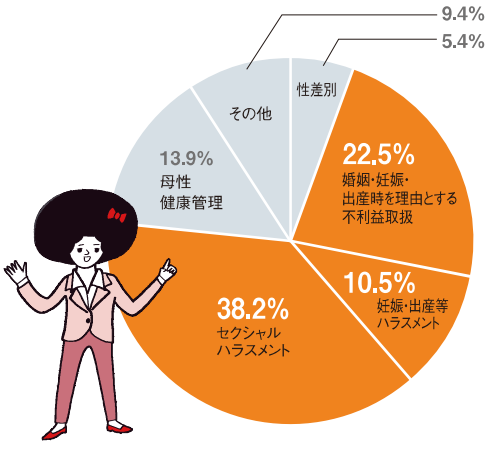

平成30年度 相談内容の内訳

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が第198回通常国会で成立、令和元年6月5日に公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法について、職場のハラスメントに関係する部分が改正されました。

改正労働施策総合推進法では、職場におけるパワーハラスメントとは以下の3つの要素

①職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、

②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、

③労働者の就業環境が害されること

をすべて満たすものとし、パワーハラスメント防止のため、事業主は、相談体制の整備等の雇用管理上必要な措置を講じる必要があります。また、ハラスメントに関する相談をしたこと等を理由として、労働者に対して不利益な取扱いを行ってはならないことが明記されました。職場でのハラスメントに悩む労働者の皆さま、まずは勤務先の相談窓口に相談してみましょう。また、職場でのハラスメントの予防のため、労働者の皆さまも事業主とともに、ハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払いましょう。

セクハラ、マタハラだけでなく・・・

家族の介護のために休みたい、男性が育児休業を取りたい等の場面での嫌がらせも、ハラスメントとして防止のための措置を講じなければなりません。それとともに、事業主が妊娠、出産等を理由に、雇い止めや減給等の不利益取扱いを行うことは、男女雇用機会均等法により禁止されています。このようなことが職場で起こっていませんか？詳しくは、「あかるい職場応援団」ホームページをご覧下さい。

あかるい職場応援団トップページ≫ハラスメント基本情報

セクハラ・マタハラの発生原因・背景

セクハラの発生原因や背景には、「男なのだからこれくらいできて当然」等といった固定的な性別役割分担意識に基づいた言動が考えられます。また、マタハラの発生原因や背景には、「妊娠したなら他の人を雇うので、辞めてもらうしかない」「男のくせに育休をとるなんて」等といった妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動や、制度等の利用又は制度等の利用の請求等をしにくい職場風土があると考えられます。これらを解消していくことが、職場におけるハラスメントの防止の効果を高める上で重要であるといえます。

ハラスメントについて企業が問われた法的な責任の例を見てみましょう。

ハラスメント加害者本人が不法行為責任（民法第709条）を負うとされたケースや、使用者も使用者責任（民法第715条）を負うケース、使用者が労働者に対し労働契約上負っている安全配慮義務違反ハラスメントあるいは、職場環境調整義務違反（民法第415条・709条）が問われたケースがあります。

パワハラ 身体的・精神的攻撃　ケース 1

東京地裁平成22年7月27日判決　労働判例1016号35頁

上司のパワハラで部下3名が会社と上司に損害賠償請求

内容

被告である上司は、①部下A、Bに対して、扇風機の風を当て続けたり②部下Aの業務の方法について、事情を聞かずに叱責し、「今後、このようなことがあった場合には、どのような処分を受けても一切異議はございません」という始末書を提出させたり、Aの提案に対し、「お前はやる気がない。なんでここでこんなことを言うんだ。明日から来なくていい」と怒鳴るなどしました。また、③部下BとBの直属の上司を、「馬鹿野郎」「給料泥棒」「責任を取れ」などと叱責し、Bに「給料をもらっていながら仕事をしていませんでした」という文を書かせた上で、始末書を提出させたり、④部下Cの背中を殴打し、面談中に膝を足の裏で蹴ったり⑤Cの妻について「よくこんな奴と結婚したな、もの好きもいるもんだな」と、Cに言ったりしました。

結果

判決では抑うつ状態となり休職した部下Aについては、約100万円の損害賠償が、部下BとCについては、それぞれ40万円と10万円が慰謝料として認められました。さらに、会社に対しては、被告上司のパワハラ行為は、会社の事業の執行に際して行われたものであるから、会社も使用者責任を負うとされました。

パワハラ 身体的・精神的攻撃　ケース 2

名古屋地裁平成26年1月15日判決 労働判例1096号76頁

仕事上のミスに対する叱責の枠を超えた暴言、暴行、退職強要による自殺

内容

会社の代表取締役であるAは、社員Bに対して、仕事上のミスについて、「てめえ、何やってんだ」「どうしてくれるんだ」「ばかやろう」等と汚い言葉で大声で怒鳴ったり、頭を叩いたり、殴る、蹴ることもありました。また、仕事上のミスによる損害を賠償するように求めたり、退職願を書くように強要したりしました。社員Bは、家族に対して落ち込んだ様子を見せるようになり、妻とともに警察署に相談するなどしていましたが、その翌々日の早朝に自殺しました。

結果

判決では、代表取締役Aの暴言、暴行は、仕事上のミスに対する叱責の域を超えて、社員Bを威迫し、激しい不安に陥れるもので、不法行為にあたると評価しました。また、退職強要も不法行為に当たるとしました。そしてこのような暴行や退職強要によりBの心理的ストレスが増加し、自殺するに至ったとして、Aと会社に対して、妻と3人の子に対する損害賠償としてあわせて5400万円あまりを支払うよう命じました。

裁判例 環境型セクシュアルハラスメント

内容

研修旅行の懇親会の二次会の際、上司のAから、肩に手をまわす等の身体接触やキスをされるなどのセクハラ行為を受けたとして、労働者のBがAと 事業主等に対して損害賠償の支払いを求めました。判決では、Aの行為は、仕事上の地位を利用して行ったBの意に反する性的意味を有する身体的接触行為で、社会通念上許容される限度を超えることは 明らかであり、いわゆるセクハラ行為として、Bの性的自由や人格権を侵害する不法行為であるとし、また、事業主については、職場環境調整義務の違反があったとして、慰謝料30万円を連帯して支払うよう命じました。（鹿児島地裁平成13年11月27日）

これら以外にも様々なハラスメントに関連する裁判例が、総合情報サイト「あかるい職場応援団」に掲載されています。

NO ハラスメント
ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団

「周りの人にも訴えた、社内の相談窓口にも相談した。それでも改善されない…。」と困っていませんか?

全国の労働局・労働基準監督署内に設置されている総合労働相談コーナーでは、パワハラ等のハラスメントでお困りの方からの相談を受け付けています。また、職場トラブルの解決のため、以下のサービスを行っています。

総合労働相談コーナーが提供する、職場のトラブル解決サービス(利用無料)

総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談

パワハラだけでなく、
解雇・雇止めなど
労働問題の
ワンストップサービスです。

都道府県労働局長による助言・指導

当事者に対し、
問題点を指摘し、
解決の方向を示すことにより、
自主的な紛争解決を促します。

紛争調整委員会によるあっせん

弁護士、大学教授等の
労働問題の専門家が
事案に応じたあっせん案を
提示します。

都道府県労働局長による助言・指導の事例

いじめ・嫌がらせに係る助言・指導

事案の概要	申出人はミスをすると上司から怒鳴られていた。会社の人事課に相談したところ、人事課は申出人の上司を指導したが、上司は申出人に仕事を与えなくなり、申出人が何らかの仕事をしていると、「仕事をするな。」と言って怒るようになった。 精神的に耐えられないので、**上司の接し方に改善を求めたい**として助言・指導を申し出たもの。	**助言・指導の内容・結果**	●事業主に対し、**パワーハラスメントの提言で示されている類型(過小な要求)仕事を与えないことについて説明し、申出人の上司の行為がパワーハラスメントに該当する可能性があり、会社の責任が問われる可能性があることから、注意する等の対応を行うよう助言**した。 ●人事課が、再度申出人の上司を指導し、上司は申出人への接し方を改善した。

紛争調整委員会によるあっせん

いじめ・嫌がらせに係るあっせん

事案の概要	申請人は、店長から、日常的に「バカ」「お前」などと言われ、精神的苦痛を感じており、店長に改善を求めて抗議をしたものの、店長は全く聞く耳を持たず、退職に追い込まれた。 このため、**精神的損失を被ったことに対する補償として、50万円の支払いを求めたい**としてあっせんを申請した。	**あっせんのポイント・結果**	●あっせん委員が双方の主張を聞いたところ、被申請人は「バカ」や「お前」などといった発言は冗談であるとしていじめ・嫌がらせの事実を認めなかったものの、問題を解決するために、解決金として5万円を支払う考えを示した。 ●申請人は提示された解決金額について同意したため、**解決金として5万円を支払うことで合意が成立**し、解決した。

※セクハラやマタハラについては男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法により、上記と同様に全国の労働局の雇用環境・均等部(室)において、都道府県労働局長による助言・指導や調停による紛争解決援助を行っています。制度の詳細については裏面の雇用環境・均等部(室)等にお問い合わせください。

都道府県労働局雇用環境・均等部（室）内 総合労働相談コーナー 一覧

令和元年6月1日現在

労働局	郵便番号	所在地	ナビダイヤル番号	
			総合労働相談コーナー	（参考）職場でのマタハラ、セクハラ、育児・介護休業など
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1　札幌第1合同庁舎9階	011-707-2700	011-709-2715
青森	030-8558	青森市新町2-4-25　青森合同庁舎8階	017-734-4212	017-734-4211
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15　盛岡第2合同庁舎5階	019-604-3002	019-604-3010
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1　仙台第4合同庁舎8階	022-299-8834	022-299-8844
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3　秋田合同庁舎4階	018-862-6684	018-862-6684
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1　山交ビル3階	023-624-8226	023-624-8228
福島	960-8021	福島市霞町1-46　福島合同庁舎5階	024-536-4600	024-536-2777
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31　茨城労働総合庁舎6階	029-277-8295	029-277-8294
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4　宇都宮第2地方合同庁舎3階	028-634-9112	028-633-2795
群馬	371-8567	前橋市大手町2-3-1　前橋地方合同庁舎8階	027-896-4677	027-896-4739
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2　ランド・アクシス・タワー16階	048-600-6262	048-600-6210
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1　千葉第2地方合同庁舎1階	043-221-2303	043-306-1860
東京	102-8305	千代田区九段南1-2-1　九段第3合同庁舎14階	03-3512-1608	03-3512-1611
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57　横浜第2合同庁舎13階	045-211-7358	045-211-7357
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1　新潟美咲合同庁舎2号館4階	025-288-3501	025-288-3511
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5　富山労働総合庁舎4階	076-432-2740	076-432-2740
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1　金沢駅西合同庁舎6階	076-265-4432	076-265-4429
福井	910-8559	福井市春山1-1-54　福井春山合同庁舎9階	0776-22-3363	0776-22-0221
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11　4階	055-225-2851	055-225-2851
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1　長野労働総合庁舎4階	026-223-0551	026-227-0125
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13　岐阜合同庁舎4階	058-245-8124	058-245-1550
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50　静岡地方合同庁舎5階	054-252-1212	054-252-5310
愛知	460-8507	名古屋市中区三の丸2-5-1　名古屋合同庁舎第2号館2階	052-972-0266	052-857-0312
三重	514-8524	津市島崎町327-2　津第二地方合同庁舎2階	059-226-2110 059-226-2318	059-226-2110 059-226-2318
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15　滋賀労働総合庁舎4階	077-522-6648	077-523-1190
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451　1階	075-241-3221	075-241-3212
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67　大阪合同庁舎第2号館8階	06-7660-0072	06-6941-8940
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3　神戸クリスタルタワー15階	078-367-0850	078-367-0820
奈良	630-8570	奈良市法蓮町387　奈良第3地方合同庁舎2階	0742-32-0202	0742-32-0210
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3　和歌山労働総合庁舎4階	073-488-1020	073-488-1170
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9　鳥取労働局庁舎2階	0857-22-7000	0857-29-1709
島根	690-0841	松江市向島町134-10　松江地方合同庁舎5階	0852-20-7009	0852-31-1161
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1　岡山第2合同庁舎3階	086-225-2017	086-224-7639
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30　広島合同庁舎2号館5階	082-221-9296	082-221-9247
山口	753-8510	山口市中河原町6-16　山口地方合同庁舎2号館5階	083-995-0398	083-995-0390
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6　徳島地方合同庁舎4階	088-652-9142	088-652-2718
香川	760-0019	高松市サンポート3-33　高松サンポート合同庁舎北館2階	087-811-8924	087-811-8924
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3　松山若草合同庁舎6階	089-935-5208	089-935-5224
高知	781-9548	高知市南金田1-39　労働総合庁舎4階	088-885-6027	088-885-6041
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1　福岡合同庁舎新館4階	092-411-4764	092-411-4894
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20　佐賀第2合同庁舎3階	0952-32-7167	0952-32-7218
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1　住友生命長崎ビル3階	095-801-0023	095-801-0050
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1　熊本地方合同庁舎A棟9階	096-352-3865	096-352-3865
大分	870-0037	大分市東春日町17-20　大分第2ソフィアプラザビル3階	097-536-0110	097-532-4025
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22　宮崎合同庁舎4階	0985-38-8821	0985-38-8821
鹿児島	892-8535	鹿児島市山下町13-21　鹿児島合同庁舎2階	099-223-8239	099-222-8446
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1　那覇第2地方合同庁舎1号館3階	098-868-6060	098-868-4380